

平成30年 第4回

共和町農業委員会総会

議 事 録

共和町農業委員会

# 平成30年 第4回 共和町農業委員会総会議事録

|                  |  |         |          |               |         |          |
|------------------|--|---------|----------|---------------|---------|----------|
| 開会及び<br>閉会日時     | 開 会 平成30年4月26日(木) 午後1時28分<br>閉 会 平成30年4月26日(木) 午後2時18分 |         |          |               |         |          |
| 場 所              | 共和町役場 3階 委員会室  |         |          |               |         |          |
| 出席及び<br><br>欠席委員 | 議席<br>番号   | 氏 名     | 出欠<br>の別 | 議席<br>番号      | 氏 名     | 出欠<br>の別 |
|                  | 1  | 小笠原 敏 雄 | 出席       | 11            | 高 橋 正 志 | 出席       |
|                  | 2  | 長 門 強   | 出席       | 12            | 水 戸 政 春 | 欠席       |
|                  | 3  | 天 坂 左太雄 | 出席       | 13            | 小 野 公 志 | 出席       |
|                  | 4  | 菊 池 利 昌 | 欠席       | 14            | 北 井 清 春 | 出席       |
|                  | 5  | 西 本 峯 雄 | 出席       | 15            | 森 孝 之   | 出席       |
|                  | 6  | 森 下 昭 夫 | 出席       | 16            | 石 田 吉 光 | 出席       |
|                  | 7  | 岡 田 政 則 | 出席       | 17            | 川 上 芳 浩 | 出席       |
|                  | 8  | 澤 田 邦 子 | 出席       | 18            | 上 川 洋 一 | 出席       |
|                  | 9  | 澤 田 博 人 | 出席       | 19            | 菱 沼 昇   | 出席       |
| 10               | 浦 口 義 之  | 出席      | 20       | 今 村 俊 一       | 出席      |          |
| 事 務 局<br>(説明員)   | 氏 名  |         | 出欠<br>の別 | 氏 名           |         | 出欠<br>の別 |
|                  | 事務局長   | 石 井 広 之 | 出席       | 農地係           | 佐 藤 圭 介 | 出席       |
|                  | 農地係長   | 堤 秀 人   | 出席       |               |         |          |
| 議 事 録<br>署名委員    | 6 番 森 下 昭 夫 委員   |         |          | 19 番 菱 沼 昇 委員 |         |          |
| 日 程              | 順 序 及 び 件 名  |         |          |               |         |          |
| 第 1              | 議事録署名委員の指名について   |         |          |               |         |          |
| 第 2              | 報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について                    |         |          |               |         |          |
| 第 3              | 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について                           |         |          |               |         |          |
| 第 4              | 報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について                       |         |          |               |         |          |
| 第 5              | 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について                             |         |          |               |         |          |
| 第 6              | 追加<br>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について                       |         |          |               |         |          |
| 第 7              | 追加<br>議案第5号 共和農業振興地域整備計画の一部変更について                      |         |          |               |         |          |
| 第 8              | 議案第2号 現況証明願について  |         |          |               |         |          |
| 第 9              | 議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について                              |         |          |               |         |          |

(午後 1 時 2 8 分 開会)

◎開会宣言

○議長

只今から平成 3 0 年第 4 回共和町農業委員会総会を開催致します。

4 番 菊池委員、1 2 番 水戸委員より欠席報告がなされております。只今の出席委員は、2 0 名中 1 8 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立してございます。

通知告示した後に申請を受理した案件も追加審議することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。

なお、本日の提出議案並びに議事日程は、配布のとおりであります。

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第 1 本日の議事録署名委員の指名を行います。

共和町農業委員会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により、6 番 森下委員、1 9 番 菱沼委員を指名致します。

では、早速議案に入ります。

◎日程第 2 報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について

○議長

日程第 2 報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、事務局より報告願います。

○事務局

今回の報告は 2 件です。

(報告第 1 号を朗読)

報告者については全件、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件の全ての要件を満たしていると認めますので、報告します。

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

以上で、農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告についての報告を終わります。

◎日程第 3 報告第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

○議長

次に、日程第 3 報告第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○事務局

今回の報告は 3 件です。

(報告第 2 号を朗読)

補足ですが、追加の 3 番の一部を除き、全てこの後の議案第 3 号で新規の貸貸借へ移行しております。

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

以上で、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を終わります。

◎日程第4 報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について

○議長 次に、日程第4 報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、事務局より報告願います。

○事務局 今回の報告は1件です。

(報告第3号を朗読)

○議長 報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請に対する許可についての報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長 次に、日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 今回の申請は1件です。

(議案第1号、議案書を朗読)

補足ですが、こちらの案件は親子間の贈与となっており、贈与税は相続時精算課税を選択予定です。申請内容については、農地法第3条第2項各号における不許可事由に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件の全ての要件を満たすため、許可相当と考えます。

○議長 議案第1号は、小笠原委員に関する件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条及び共和町農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願い致します。

(小笠原委員 退席)

○議長 それでは、議案の説明が終わっておりますので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

申請のとおり、許可を与えることに異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。

小笠原委員は着席願います。

(小笠原委員 入室)

○議長 小笠原委員の案件については、申請のとおり許可を与えることに決定致しました。

(小笠原委員 着席)

◎日程第6 追加議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長 次に、日程第6 追加議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 今回の転用申請は1件です。

(追加議案第4号、議案書を朗読)

申請地は、北辰小学校付近の道道蕨台古平線を北へ約2km進んだ先にありまして、町道宮丘四号線沿いの水道施設に隣接しております。申請内容ですが、貸主の後継者であり、現在国富の借家にお住まいの借主が、無償で土地を借り受けることで、新たに農家住宅を建設するものです。当該地の農地区分は農用地区域内農地となりまして、この後の追加議案第5号で共和町長から意見を求められておりますが、現在、農振除外手続き及び当該住宅を農振地域整備計画へ組み入れる手続を行っているところであり、手続完了後は第1種農地と判断されます。第1種農地は原則として転用許可を行うことができませんが、農振計画の変更により、第1種農地の不許可の例外である「農振地域整備計画において定められている施設」に当該住宅が該当となるため、本案件は許可要件を満たすこととなります。また、申請者の経営地に隣接するとともに、圃場間の中心に位置し営農の拠点となる立地条件や、転用による周囲への影響もないと認められることから、当該地の選定はやむを得ないと考えます。現地確認は今週の23日に、小野委員、森下委員、長門委員の3名で実施しております。なお、北海道農業会議への意見聴取につきましては、30アール以下の農地転用案件の一部については対象から除外されており、農家住宅への転用も意見聴取不要となっております。そのため、本案件については意見聴取を行いませんが、許可につきましては、農振地域整備計画変更後の7月上旬を予定しておりますので、お含みおきください。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

申請のとおり、許可をあたえることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。

◎日程第7 追加議案第5号 共和農業振興地域整備計画の一部変更について

○議長 次に、日程第7 追加議案第5号 共和農業振興地域整備計画の一部変更についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 今回の意見聴取は1件です。

(追加議案第5号、議案書を朗読)

申請地の位置及び申請理由の説明については、追加議案第4号の説明と重複するため省略致します。

(議案書並びに添付資料をもとに、内容を説明)

本案件は、共和農業振興地域整備計画を一部変更して農用地区域から除外し、当該住宅を整備計画に組み入れるため、農振法施行規則第3条の2第2項に基づき、農業委員会に意見が求められているものです。除外の要件としましては、1つ目が、農用地区域以外の土地利用の状況から、当該地を農用地区域から除外することが適当で、農用地区域以外の土地で代えることが困難であること。2つ目が、農地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼすおそれがないこと。3つ目が、担い手に対する農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。4つ目が、土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。5つ目が、土地改良事業の工事が完了して8年を経過した土地であること。以上5つの要件すべてを満たす必要があり、また、農家住宅を整備計画に定める要件についてもほぼ同内容となっておりますが、今回の申請内容はいずれの要件も満たしており、転用により周囲に与える影響はないと考えます。農業委員会からの意見聴取後の流れですが、町において公告・縦覧を行い、道の同意を得まして、農振計画変更手続きの完了は7月上旬を予定しております。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。  
(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。  
これより、採決致します。

共和町長から意見を求められた、共和農業振興地域整備計画の一部変更については、適格と認定し、この旨回答することに異議ありませんか。

○議長 (「異議なし」の声)  
異議なしと認めます。よって、適格と認定し、この旨共和町長に回答することに決定致します。

#### ◎日程第8 議案第2号 現況証明願について

○議長 次に、日程第8 議案第2号 現況証明願についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 今回の願い出は4件です。  
(議案第2号、議案書を朗読)

1番と2番の申請地は、役場から約200m東にありまして、国道276号線沿いの1番の申請人の自宅奥に位置しております。申請地の状況ですが、いずれも相当以前から1番の申請人が庭や家庭菜園などに利用しておりまして、宅地・雑種地化しております。現地調査の結果、非農地化してから相当長期間経過しており、農地としての利用を確保する重要度は低いことから、願い出は相当と考えます。現地調査は4月11日に、澤田博人委員、川上委員、上川委員の3名で実施しております。なお、地目変更後は、将来的に売買を予定していると聞いております。

3番の申請地は、国道276号線沿いの大坪商店付近から町道第三起業社線に入り、約200m進んだ先に位置しております。申請地の状況

ですが、南側の前田●●●番▲▲には、昭和42年から申請人の住宅が建っておりまして、残りの2筆とあわせ、古くから宅地化しています。現地調査の結果、非農地化してから相当長期間経過しており、農地としての利用を確保する重要度も低いことから、願い出は相当と考えます。現地調査は、こちらも今月の11日に、川上委員、浦口委員、上川委員の3名で実施しております。なお、地目変更後は、娘さんへの贈与を予定していると聞いております。

4番の申請地は、道道蕨岱国富停車場線から農協選果場横の町道リヤムナイ中線を直進し、突き当たりの町道第二リヤムナイ中央線との交差点を右折した400m程先に位置しております。申請地の状況ですが、平成4年頃から耕作されていないとのことで、現在は雑木が多数生えるなど、山林・雑種地化しております。現地調査の結果、非農地化してから相当長期間経過しており、農地としての利用を確保する重要度も低いことから、願い出は相当と考えます。現地調査は、今週の23日に、長門委員、森下委員、西本委員の3名で実施しております。

- 議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。  
（「質疑なし」の声）
- 議長 質疑なしと認めます。  
これより、採決致します。  
願い出のとおり、証明を与えることに異議はありませんか。  
（「異議なし」の声）
- 議長 異議なしと認めます。よって、証明を当てることに決定致します。

◎日程第9 議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について

- 議長 次に、日程第9 議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請についてを議題と致します。  
事務局より議案の説明を願います。
- 事務局 今回は、貸借が22件になります。  
（議案第3号、議案書を朗読）  
計画要請の内容は全件、基盤強化法第18条第3項の各要件、基本構想適合要件、全部効率利用要件、農作業常時従事要件を満たしていると考えます。
- 議長 利用権設定各筆明細の15番は、澤田博人委員に関する件でございます。  
農業委員会等に関する法律第31条及び共和町農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願い致します。  
（澤田博人委員 退席）
- 議長 それでは、利用権設定各筆明細の15番についてのみ、ご質疑を受けます。  
（「質疑なし」の声）
- 議長 質疑なしと認めます。  
これより、採決致します。  
原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。

- (「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。
- 澤田博人委員は着席願います。
- (澤田博人委員 入室)
- 議長 澤田博人委員の案件については、原案のとおり可決致しました。
- (澤田博人委員 着席)
- 議長 次に、利用権設定各筆明細の18番は、浦口委員に関する件でございます。
- 農業委員会等に関する法律第31条及び共和町農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願い致します。
- (浦口委員 退席)
- 議長 それでは、利用権設定各筆明細の18番についてのみ、ご質疑を受けます。
- (「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
- これより、採決致します。
- 原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。
- 浦口委員は着席願います。
- (浦口委員 入室)
- 議長 浦口委員の案件については、原案のとおり可決致しました。
- (浦口委員 着席)
- 議長 それでは、利用権設定各筆明細の15番と18番を除く全件について、ご質疑を受けます。
- 議席2番 6番について、田の反当が1,000円ということで極端に安いのですが、何か理由があるのでしょうか。
- 議長 調整委員から補足説明願います。
- 議席9番 条件が悪くて借り手が見つからない中でA氏がこの金額なら借りてもよいということで、地主も承諾したことから、こういった内容になっています。
- 議席2番 わかりました。
- 議長 他に質疑はございませんか。
- (「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
- これより、採決致します。
- 原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。



◎閉会宣言

○議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了致しました。  
これにて、平成30年第4回共和町農業委員会総会を閉会します。

(午後 2 時 1 8 分 閉会)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成し、  
会議内容を記載し、その相違ないことを証するため、署名押印する。

平成30年 4 月 26 日

議長(農業委員会会長) 今 村 俊 一 印

議事録署名委員 6 番 森 下 昭 夫 印

議事録署名委員 19 番 菱 沼 昇 印